参考資料３

（現行）室蘭市民のくらしをまもる条例の改正について

１．条例改正の要点

１）強化規定

（１）基本理念の制定

本条例の目的達成にあたって、消費者基本法の趣旨にのっとり基本的な考え方・理念を規定する。

（２）市の責務・事業者の責務・消費者の役割の明確化

消費生活の安定及び向上を図るため、市及び事業者責務を規定するとともに、消費者自身の役割を規定する。

消費者は事業者との間で情報の質及び量並びに交渉力等に格差が存在し、対等でない状況を踏まえ「役割」とした。

（３）消費者の利益擁護規定の強化

不当な取引行為を具体的に記述し、事業者と消費者の取引の公正と消費者被害の防止を図ることを規定する。

条例では禁止する取引行為を６項目とし、条例施行規則で約４０種類の取引行為を禁止する。

（４）消費者の自立支援強化

市は消費者の自立支援のため、情報の提供、消費者に対する啓発活動や消費者教育施策を推進するとともに、消費者の年齢その他特性（高齢者・障害者・未成年者）に配慮し行うと規定する。

（５）審議会の機能強化

審議会の名称を変更するとともに現行条例の所掌事項のほか、審議会が消費者苦情等に係るあっせん等を行うこととし、また、禁止する不当な取引行為を定める場合や、訴訟費用の貸付を行うときは審議会の意見を聴くものとする規定する。

２）制度の廃止

（１）商品テスト（第９条）

市が商品テストを行う場合は、専門知識を有する職員や相当の施設設備が必要であること。また、商品のテストの必要が生じたときは、国民生活センター・（独）製品評価技術基盤機構等の団体などに依頼が可能なため。

（２）消費生活モニター（第２７条）

モニター制度は廃止するが、消費生活に関連の高い商品等の価格情報等必要な調査を行う規定は別途条項で規定する。